

# 朋友だより

今年最初の朋友だよりは民主主義について考えて見ました。  
民主主義の原点、アテネ民主政のキーワードが「参加」と「責任」である  
ことは興味深いことです。  
政治面での民主主義だけでなく、経済面での民主主義も大切である  
ことを論じました。  
ご参考になれば幸甚です。

2016年2月

(有)コンサルタント朋友  
代表取締役 奥長弘三



## 民主主義について考える



### 民主主義の大きなうねり

この1～2年、全国各地で民主主義が話題となり、討論されています。

きっかけは憲法違反の疑いが強い安保関連法案が国会に上程され、やがてそれが強行採決されたことです。民主主義とは何か、立憲主義とは何かが問われています。シールズに代表される若者達、若いママさん達、そして学者の先生達が全国各地で声を出しています。これだけ多くの国民が自分の意思で自発的に声を上げるのは日本の歴史始まって以来のことと言われています。戦後70年を経過して日本の民主主義が本来の力を発揮し始めました。

民主主義を考える上で、避けて通れない課題は、「個の尊重」です。組織構成員の個が尊重されてはじめて民主主義が花開きます。

憲法13条は「すべての国民は個人として尊重される」として個の尊重を保証しています。先のアジア、太平洋戦争の戦前及び戦時中の日本は、ファシズムが支配する国であり、個の尊重は全く無視されました。二度と繰り返してはなりません。個が尊重される社会では、絶対に戦争は起こらないと確信しています。

### 民主主義の源流

橋場弦著『民主主義の源流—古代アテネの実験—』（講談社学術文庫 2016年1月）を読みました。最近100年ほどの間に、それまでの学者が目にしたことのない新しい史料や遺物が次々に発見・発掘され、それによってアテネ民主政史研究の状況がかなり変容したとのこと。同書では、最近の研究成果をふまえ、古代アテネで展開された民主主義の源流を探っています。筆者なりにまとめると、下記のようになります。

1. アテネ民主主義発展の起動力となったモチーフは「参加」と「責任」です。

できる限り多くの市民達に政治参加の機会を与えることは、アテネ民主政の一つの重要なテ

ーマです。それと同時に、政治に携わる市民たち、即ち政治家や役人の公的責任を一般市民が苛烈なまでに追及し、彼らの行為に不正があれば、容赦なく裁きの場に引き出し、処罰しようとする力も、常に民主政を動かしていました。これが「責任」の原則です。

2. アテネ民主政治は、独裁政治復活との戦いの連続でした。

### 各界からの発言

岩波書店から『私の「戦後民主主義」』という本が出版されました。（2016年1月発行）

多くの尊い人命と引きかえに、戦争は二度とやらないと誓った憲法とともに獲得された価値—国民主権、自由と人権の尊重、平和主義、平等、等々—をめぐって「いま、どうしてもこれだけは言わねばならない」「次の世代へ、このことはぜひ伝えたい」という貴重なメッセージが詰まっています。（同書「はじめに」より）

いくつかを紹介します。

1. 無着成恭氏（僧侶、教育者）は「武器持たぬ手を満天の星に振る—国家の教育から人間の教育へ—」のテーマのもとに次の様に述べています。

私にとって民主主義とは何か？と聞かれたら「どうしてそういうことになったの？」とか「なぜ、そうなの？」とか「なぜなぜ」と疑問を持つこと、質問が自由に出来るようになったことだ。（中略）

いわば私自身にとっての民主主義とは疑問に思ったことを納得できるまで聞くことが出来ることだった。（同書P.47～48）

2. 赤松良子氏（財団法人日本ユニセフ協会会長、元文部大臣）のテーマは、「“棚からぼた餅、”から“私たちの民主主義へ、”です。

当時満20才の男子は徴兵検査を受け、身体能力別に甲乙丙丁のランクがつけられ

ていた。私の兄たちはチビなので「丙」だったが、戦争末期に戦況がひどくなると、乙だろうが丙だろうが、片っ端から兵隊に取られていった。

突如届けられる赤紙によって、どこに住んでいようと、親が危篤でも、明日結婚式でも、有無を言わず期日までに所定の連隊に赴かねばならないのである。本人もつらいが、生きて帰る保証はないのだから、家族もたまらない。空襲と赤紙は、私にとって戦争のいやさの象徴であった。(同書 P.64～65)

3. 大田昌秀氏(沖縄国際平和研究所理事長、元沖縄県知事)の「そのかけらさえ味わうことの出来なかった 70 年」は傾聴に値します。若干長いですが、主要部分を引用します。

大東亜戦争は欧米の帝国主義からアジア民族を解放する神聖な戦争だと信じ込まされていた。しかし私が戦場でじかに目撃したのは聖なる戦争どころか、表現を絶するほどの悲惨で醜いものでしかなかった。

わずかな食糧をめぐる日本軍敗残兵同士が殺し合ったり、友軍将兵が地元住民をスパイ視して虐殺したり、子供が泣くと壕の所在が敵にばれるとして幼児を殺害するなど夢想だにしない事件が連日のように続出した。(中略)

だが、1952年の平和条約の発効で沖縄は日本本土の独立と引き換えに日本から切り離されて、27年間も米軍の直接軍政下に置かれたのみか、日本国憲法の適用からも除外された。その結果沖縄の人々は人間らしい生活を営むことは出来なかった。(中略)

日本国憲法が地方自治体を規定しているだけでなく、1999年の地方自治体法の改正で、国と地方の関係は従前の上下関係から対等の関係に改まった。それにも関わらず、政府は普天間基地の辺野古への移設問題に端的に示されているとおり、今も沖縄の圧倒的な民意を完全に無視して、政府権力を一方的に押しつけて止まらない。

このように沖縄の人々は、未だかつて一度も民主主義の果実を享受したことはない。まして私個人が戦後民主主義を謳歌出来るはずもない。(同書 P.42～44)

## 中小企業経営者の立場から

政治的に民主主義が確立しても、経済的に民主主義が確立しない場合は、豊かな国民生活は保障されません。経済面での民主主義をどのように考えたら良いでしょう。経済上の国民主権即ち国民本位の経済を実現することでしょう。その為にはグローバル企業による経済の独占状態が是正され、国民生活に密着している中小企業に一段と成長と発展の機会が与えられることが必要です。

中小企業庁の前長官の北川慎介氏の著書『中小企業政策の考え方』が出版されました。(同友館 2015年12月)

同書は中小企業の発展を願う立場から書かれており、経済民主主義を進める上で参考にしたい一冊です。同書では海外の国々でも、大企業だけでは国民に十分な就業機会が創り出せないため、中小企業の発展に期待する状況が生まれているとして、サウジアラビア及び東欧のブルガリアの事例が紹介されています。その上で次のように述べています。

翻って日本でも全体の7割の人が中小企業・小規模事業で働き、所得を得ています。その現実を踏まえれば、中小企業・小規模事業者の健全な成長や持続的発展が、日本経済の繁栄や活性化の基礎であること、そして、それなくしては国民の豊かでしかりとした生活は存立し得ないことを正しく認識する必要があると考えます。(同書 P.179)

中小企業憲章の閣議決定(2010年6月)、小規模企業振興基本法の制定(2014年6月)とともに中小企業振興基本条例を制定する自治体の数が増えていることは、経済民主主義を進める上で大変好ましい傾向にあると言えます。一層の進展が期待されるところです。



